

主任技術者等の兼務制限の改正

1 趣旨

災害復旧の進捗を踏まえ、災害復旧工事等に係る特例措置を廃止するとともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者等の兼務制限を改正する。

2 内容

請負金額	主任技術者	現場代理人
4,000万円 (8,000万円) (※1)	2件以内 ○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)	2件以内 ○対象工事が、主任技術者の兼務が可能な条件を満たす場合に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)
	兼務制限なし	5件以内 ○同一市町内(※2)の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※4)(※5)

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

なお、設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※5 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

3 適用期間

令和6年4月1日から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告等を行った工事についても当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容に関わらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

ただし、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完了し、この取扱いの範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しない。

<改正概要>

(ア)主任技術者の取扱い

金額	改正前（請負対象設計金額）	改正後（請負金額）
8,000万円	<p style="text-align: center;">兼務不可</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	
	<p style="text-align: center;">3件以内</p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	<p style="text-align: center;">2件以内</p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が 10km 程度以内の公共工事に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
4,000万円 (8,000万円) (※1)		
	<p style="text-align: center;">5件以内</p> <p>○同一市町内(※2)の工事(※4)に限る ※災害復旧工事を除く(※5)(※6)</p>	<u>兼務制限なし</u>
500万円 (1,500万円) (※1)	兼務制限なし	同左

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

なお、設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※5 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※6 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

(イ) 現場代理人の取扱い

請負金額	改正前	改正後
8,000万円	<p>兼務不可</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	
	<p>3件以内</p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	<p>2件以内</p> <p>○対象工事が、主任技術者の兼務が可能な条件を満たす場合に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
4,000万円 (8,000万円) (※1)	<p>5件以内</p> <p>○同一市町内(※2)の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※4)(※5)</p>	同左

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※5 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。